

県内全域の飲食店の皆さまへ

(鹿児島市・霧島市・始良市を除く)

営業時間短縮のご協力をお願いします

R3.9.9版

要請日	令和3年8月18日(水)	令和3年9月9日(木)																
要請期間	8月20日(金) ~ 9月12日(日)	9月13日(月) ~ 9月30日(木)																
要請内容	営業時間 5時 から 20時 までとすること。 (もとの営業時間が5時から20時までの間の飲食店は対象外)																	
	酒類の提供 11時 から 19時 までとすること。																	
認証店の取扱い	選択制 (時短営業を実施 または 通常営業)																	
協力金の対象	時短要請の時点(令和3年8月18日)で、 ・ 営業継続中(営業実態あり)であり、 ・ 食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※ デリバリー・テイクアウト等を除く	時短要請の時点(令和3年9月9日)で、 ・ 営業継続中(営業実態あり)であり、 ・ 食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※ デリバリー・テイクアウト等を除く																
	計24日間の全てに協力いただいた事業者	計18日間の全てに協力いただいた事業者																
協力金	<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 60万円 ~ 180万円	<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 45万円 ~ 135万円																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2020年度又は2019年度の8月+9月の1日当たりの売上高</th> <th>1日当たりの協力金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5,000円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円~25万円</td> <td>2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3</td> </tr> <tr> <td>25万円</td> <td>7万5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	2020年度又は2019年度の8月+9月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額	8万3,333円以下	2万5,000円	8万3,333円~25万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3	25万円	7万5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2020年度又は2019年度の9月の1日当たりの売上高</th> <th>1日当たりの協力金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5,000円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円~25万円</td> <td>2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3</td> </tr> <tr> <td>25万円</td> <td>7万5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	2020年度又は2019年度の9月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額	8万3,333円以下	2万5,000円	8万3,333円~25万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3	25万円	7万5,000円
	2020年度又は2019年度の8月+9月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額																
8万3,333円以下	2万5,000円																	
8万3,333円~25万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3																	
25万円	7万5,000円																	
2020年度又は2019年度の9月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額																	
8万3,333円以下	2万5,000円																	
8万3,333円~25万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3																	
25万円	7万5,000円																	
<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限480万円 ※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(24日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方	<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限360万円 ※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(18日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方																	
申請期間	9月13日(月) ~ 11月5日(金)	10月1日(金) ~ 11月22日(月)																
申請方法	郵送 (簡易書留またはレターパック)																	
先渡給付	(先渡給付申請受付は終了しました) (鹿屋市・出水市・薩摩川内市 奄美市・和泊町・知名町の方)	<先渡給付申請期間> (詳しくは裏面をご覧ください) 鹿屋市・出水市・西之表市・薩摩川内市・霧島市・奄美市・始良市・中種子町・南種子町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町の方 9月16日(木) ~ 9月24日(金) F A X , 電子メール, 郵送いずれかで申請																

鹿屋市・出水市・西之表市・薩摩川内市・霧島市・
奄美市・始良市・中種子町・南種子町・喜界町・
徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町

R3.9.9版

の飲食店の皆さまへ

時短要請協力金の先渡給付を行います！

まん延防止等重点措置区域以外

1店舗当たり

鹿屋市・出水市・西之表市・薩摩川内市・霧島市・
奄美市・始良市・中種子町・南種子町・喜界町・
徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町

22.5万円

(2.5万円/日 × 9日)

申請期間 9月16日(木)～9月24日(金) ※当日消印有効

申請対象

- 先渡給付を受けるには、申請（先渡給付申請）が必要です。
- 9月13日(月)～9月30日(木)の時短要請に全面的に協力いただける方。
- 令和2年11月1日から令和3年8月19日までの時短要請に応じていただき、協力金の受給実績のある方。
- 時短要請期間が終了した後に「本申請」を必ず行うこと。
- 売上高方式を選択した方に限ります。

申請方法 FAX, 電子メール, 郵送 のいずれかを選択（※事業者毎に申請）

<申請窓口>

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

● FAXの場合

099-294-9821

● 電子メールの場合

zitan@kag-manen.jp

● 郵送の場合

〒892-8799

鹿児島東郵便局留

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局 宛

先渡給付申請書在中

※ FAXや電子メールで申請できるのは、「先渡給付申請」のみです。「本申請」については、簡易書留やレターパックによる郵送で申請してください。FAXや電子メールで申請しても受け付けられません。

申請書類 先渡給付申請書（申請書類は、9月16日(木)13時に公開します）

※ 県ホームページからダウンロードすることができます。また、対象地域の地域振興局・支庁、市役所・町役場、商工会議所・商工会、（公財）かごしま産業支援センターでも受け取ることができます。

！ 先渡給付申請を行った方は、本申請も必ず行ってください ！

- 売上高に応じて算出した協力金総支給額と先渡給付額の差額については、本申請の際に審査の上、追加給付します。
- 給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。
- 本申請に関する詳細については、随時県ホームページなどでお知らせします。

<申請期間（本申請）> 令和3年10月1日（金）～11月22日（月）

協力金に関するお問い合わせ先 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

電話 099-295-0286

受付時間 9:00～17:00（平日）

詳細は、県のホームページでもお知らせしています。

鹿児島県 時短要請協力金

検索